

議案第99号

福岡市赤煉瓦文化館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公共施設案内・予約システムにより福岡市赤煉瓦文化館を使用する場合の使用料について、前納を要しないこととする必要があるによる。

福岡市赤煉瓦文化館条例の一部を改正する条例

福岡市赤煉瓦文化館条例（平成5年福岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。